

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和6年度第5回登米市農業委員会総会		
開催日時	令和6年8月26日（月） 午後1時30分 開会 午後2時25分閉会		
開催場所	中田庁舎3階 旧議場		
議長の名氏	会長 高橋 清範		
出席者 （委員） の氏名	【農業委員】 1番 小野寺 義 幸 2番 鈴 木 泰 子 3番 田 島 幹 雄 4番 三 塚 芳 毅 5番 五十嵐 幸 喜 6番 柴 崎 専 一 7番 佐 藤 久 順 8番 浅 野 和 宏 9番 岩 淵 勉 10番 岩 崎 とみ子 11番 阿 部 静 男 12番 上 野 栄 公 13番 小野寺 鉄 子 14番 阿 部 晃 徳 15番 加美山 竜 太 16番 高 橋 健 之 17番 鈴 木 巖 18番 芳 村 忠 市 19番 芳 賀 秀 二 20番 櫻 井 利 光 21番 佐 藤 瑛 彦 22番 鹿 野 昭 子 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範		
	【農地利用最適化推進委員】 1番 門 脇 昭 雄 2番 及 川 祐 宏 3番 田 崎 光 雄 4番 千 葉 久三男 5番 東 敬 三 6番 芳 賀 定 一 7番 高 橋 弥寿仁 8番 白 石 久 喜 9番 佐々木 正 志 10番 岩 渕 和 也 11番 青 山 信 一 12番 千 葉 利 行 13番 佐 藤 啓 14番 千 葉 孝 二 15番 佐々木 喜 朗 16番 千 葉 博 直 17番 佐々木 尚 18番 小野寺 堅 二 19番 小 出 隆 則 20番 豊 澤 啓 司 21番 佐々木 武 雄 22番 佐 藤 晃 23番 鈴 木 一 義 24番 小 林 弘 幸 25番 石 堂 貴 博 26番 佐 藤 進 27番 土 生 浩 也 28番 亀 井 達 夫 29番 近 藤 充 30番 白 鳥 剛		
	(は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員)		
事務局職員 職 氏 名	小野寺事務局長、佐々木事務局次長、山形事務局長補佐、佐藤主幹、三浦主事、飯塚主事、書記：園田農地管理係長		

議 題	報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 報告第 17 号 使用貸借権の合意解約について 報告第 18 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 31 号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 34 号 非農地証明願について 議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第 36 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
会 議 結 果	報告第 16 号 議案書のとおり報告した。 報告第 17 号 議案書のとおり報告した。 報告第 18 号 議案書のとおり報告した。 議案第 30 号 原案のとおり決定した。 議案第 31 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 32 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 33 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 34 号 原案のとおり決定した。 議案第 35 号 原案のとおり決定した。 議案第 36 号 原案のとおり決定した。
会議の概要	下記のとおり
会 議 資 料	・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 4 番三塚芳毅委員、議席番号 5 番五十嵐幸喜委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。

議長	《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。 日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 16 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 16 号を終わります。
議長	次に、日程第 5、報告第 17 号使用貸借権の合意解約について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 17 号を終わります。
議長	次に、日程第 6、報告第 18 号農地基本台帳新規（補正）登載申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 18 号を終わります。
議長	次に、日程第 7、議案 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第1区の報告を登壇してお願いします。

5番委員

令和6年8月21日に実施した登米市農業委員会第1区現地調査の結果を報告します。

農地法第3条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから6ページに記載されているとおりです。申請内容は、栗原市に居住する借受人が、同じく栗原市に居住する貸付人から、迫町新田地内の農地を借り受け、耕作を行うものです。借受人は、栗原市において農地を所有し既に耕作をしており、保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のとおり報告します。

令和6年8月26日

現地調査委員

3番 田島 幹雄 委員

4番 三塚 芳毅 委員

5番 五十嵐 幸喜 委員

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

《いずれも支障なしの声》

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

19番委員

4番、5番なんですけど、新規就農だと思うんですけども、これ、下限面積なくなったんで、小さい面積でも取れるようになったと思うんですけども。これ、多分新規就農の議案説明書の方に資料に多分、こういうふうにちゃんと耕作できますっていう証明みたいになって載りませんでしたか。

事務局

はい。ただいまのご質問の方にお答えいたします。こちらの受け手の経営面積で、0となってるんですけども、この方、一筆所有しておりまして、ただこちらが一部違反転用している農地のため、カウントされずにゼロという形になっております。ただ耕作している場所もありまして農地を所有していることは間違いないので新規就農者には該当しない方になりますのでよろしく願いいたします。

19 番委員	わかったんですけども、実際今農地持ってる人が、違反転用してるとか、売買できないって、多分、事務局できっちり言ってくださいっていうのは昔から言われてると思うんですけども、これ許可、多分、落とせない、落とせないっていうか、その辺はどういうふうにカウント、仮に今普通に耕作してる方が、自分の家に耕作放棄地とかあったときはそれ直してからしか売買できないですよっていうのは多分どこでも言われてると思うんですけども、一筆持ってるのが違反転用で、これ新しく取るっていうのをここで許せるかどうかっていうとちょっとどうなんだろうかっていうのは、他の委員さんの意見も聞きたいんですけど。
事務局	違反転用をしている方については文書で違反転用の農地、その農地をどのように耕作を行っていくかというものを書いていただいております。今回の方につきましては、速やかに農地転用の手続きを進めますよということでお話の文書の方いただいておりますので、手続きを進めますよということで、手続きをお受けしたところであります。ただ、もしこの方が文書の通り手続きを行わないでもう一度申請に来た場合は、それを是正を行ってから来てくださいということで、委員の言う通り、対応を取る形になります。よろしくお願いいたします。
議長	ちょっと微妙なところもありますけど、よろしいですか。
19 番委員	違反転用の転用申請中ではないんですが、申請中ではないですね。あれそれ確か申請中だったらいいですよっていうのは前にあったんですよ。要はと、農用内ないですと、時間が余りにもかかるので、農用内から1回除外してから転用申請だと半年ぐらいかかっちゃうので、それとちょっと時間がかりすぎるのでっていうことで、申請中だったらじゃあ申請1回出してもらって申請中でしたら、いいですよっていうのを多分許すっていうのは、多分1度何とかやってるんですけども、この辺はどういうふうに、私の見解ではごめんなさい申請中だったらOKっていうのは、いただけるとは思ってたんですけども、申請前に段階ではちょっと今までなかったのかなって思うんですけどちょっとごめんなさい他の委員さんからもちょっと。ご意見いただいたと思うんですけども。
事務局	実際の事務手事務局の現状といたしましては1回目ですね、初めて見つかったよっていう場合は、手続きこれからだよという場合でもOKさせていただいております。ただもうわかってるよとか指摘したよっていう場合で、手続きも何も進めていないよと言えばお断りという形になっております。現状の事務局の対応としてはそういった形になってます。 すいませんはいどうぞ、続けてんで。その農地が農用内の違反転用だった場合は、農用内の場合はちょっと悪質という形になりまして初めての手続きについても、申請の方進めてから売買の方お願いいたしますということでお

	断りさせていただいております。
19 番委員	事務局がそれで判断していただいて、大丈夫だと思うんでしたら私たちは、それで大丈夫だと思うんですけども。あとは会長判断をお願いします。
議長	今の委員さん言う通りなんですが事務方とすればでも、この次からよくねその辺透明性をちょっと確保してから、手続きの方をお願いします。
23 番委員	以前にもこういうケースが若干ありました。その時には、一度差し戻して是正してから、再度申請してください。いう事例は私はちょっと案件あったもんで、それはそういうふうな回答にさせていただきました。それらを参考に、この方をいじめるというわけではないんですけども、きちんとやってる方は、じゃあどうなんだ。いうことになりかねませんので、その辺は慎重に今後していただきたいと思います。
7 番委員	この方一筆しか持ってないんですよ。調査結果 4 を見ると、一筆のうち一部について作成てる部分があるという、これはどういうふうな状態を指してますか。この調査結果の 4 番にこの方は調査結果 4 に該当するって書いてね、第 2 項第 1 号のところに、一筆耕作していてそのうち一部が耕作されていない部分があるんだ。要するに不適正な部分があるんだと言ってんだけど、どういうことなんですか。
事務局	一筆が、およそ例えばですけど 500 平米あったとしてそのうちの 250 平米が、農外利用、駐車場のよう状況になっている、一部建物が建っているという状況になってます。残りの 250 平方メートルを畑として使われているような状況になっております。そういった意味で一部の一筆の中の一部が、違反転用という形になっているという状況でございます。
7 番委員？	それは一部始終建物っていうんじゃないんだ。建物だね。それは会長さんに一任するって言ったけども、今後云々って話なのかなと思いますよ。この荒れてるっていうんだら別でだけでも、建物が建ってるでしょ。ただそれは今後もこういう話じゃないんじゃないかっていう。
事務局	まず 3 条の違反転用ある場合の、とかあと荒廃農地をお持ちの際のお客様受け手側が来たときの判断基準といたしまして、事務局といたしましてはまず違反の状況について航空写真とか使いながら、お客様とお話します。その場合ですね、まず農用外か農用内かの部分で判断させていただいておまして、農用内の場合はもう全部効率利用の部分で、悪質だということで、先ほども話あった説明があったように、その時点で全部効率利用に反するという部分でお断りさせていただいております。是正後の申請をお願いしております。それに対しまして、農用外の場合なんです、農用外の場合は、違反転

用解消のための意向調査票っていうのを一筆いただきまして、この、申請者の場合ですと、道路について平成 19 年に買収により、家屋移転に伴い畑に作業場を建ててしまったということで報告がございます。今後どのようにするかっていう部分につきまして違反の状態を解消するために手続きを行うっていうことでございまして、今回この 3 条の申請売買終了後速やかに、手続きを行う予定ということで、一筆、書類の方をいただいております。全部効率利用の観点からいたしますと、その場で即お断りするのが一番いいのかなあとは思いますが、その辺の部分につきまして、委員の皆様方から今多数ご意見ちょうだいしたところでございますので、今後この辺の運用について、改めてご相談させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

はい。今事務局から説明がありましたが説明の通りだと思いますし、今後は慎重にご対処するというようなことを付け加えて今説明がありましたので、ちょっと引かかる部分もあるかもしれませんが今回どうぞ皆様方のご理解をお願いしたいと思います。よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第 30 号を採決します。

お諮りします。

本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第 8、議案第 31 号農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。

5 番委員

農地転用事業計画変更進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 7 ページから 9 ページに記載されているとおりです。申請内容は迫町北方地内で営農型太陽光発電施設の設置を目的として許可されている事業の計画変更です。当初の計画では、太陽光発電施設を一面で設置する予定でしたが、法面が急こう配で設置が困難であったため、架台を 2 分割して設置する計画に変更したいとの申し出があり、変更承認申請に至っております。転用目的に変更は無く変更による周囲への影響も見受けられず計画変更は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和 6 年 8 月 26 日

現地調査委員

3 番 田島 幹雄 委員

4 番 三塚 芳毅 委員

5 番 五十嵐 幸喜 委員

以上のとおり報告します。

議長

次に、第 2 区の報告を登壇してお願いいたします。

7 番委員

令和 6 年 8 月 21 日に実施した登米市農業委員会第 2 区現地調査の結果を報告します。農地転用事業計画変更進行番号 2 番については、別紙議案説明資料、10 ページから 12 ページに記載されている通りです。申請内容は、中田町浅水地内で居宅の新築を目的として、許可されている事業の計画変更です。当初の計画では、権利の種類が使用貸借の設定での計画でありましたが、土地所有者から贈与に変更したいとの申し出があり、変更承認申請に至っております。転用目的などに変更はなく、変更による周囲への影響も見受けられず、計画変更は、妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告します。

令和 6 年 8 月 26 日

現地調査委員

6 番 柴崎 専一 委員

8 番、浅野 和宏 委員

7 番 佐藤 久訓 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第 31 号について質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 31 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に、日程第 9、議案第 32 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、さらに日程第 10 議案第 33 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を一括議題といたします。

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第 1 区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。

5 番委員

農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 13 ページから 15 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に通路及び駐車場、物置を整備するもので農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされています。また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 16 ページから 18 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 19 ページから 21 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 3 番、7 番については、別紙議案説明資料 22 ページから 24 ページ、34 ページから 36 ページに記載されている通りです。申請

内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である、あることから、第2種農地と判断され転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号4番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に薬局を新築するもので、農地区分としては、駅から概ね300メートル以内の区域の農地であるため、第3種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号5番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に牛舎などを建築するもので、農地区分としては、農用地区域内のある農地で、原則的に転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号6番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に通路及び車庫、資材置き場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地であり、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、また、申請地の一部がすでに農外を利用されていることから、申請に人により顛末書を聴取し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告いたします。

令和6年8月26日

現地調査委員

3番 田島 幹雄 委員

4番 三塚 芳毅 委員

5番 五十嵐 幸喜 委員

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いします。

7番委員

農地法第5条の進行番号8番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地にセレモニーホールなどを新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には、転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号9番、10番については、別紙議案説明資料の40ページから45ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地にセブ

ンイレブンの店舗を新築するもので、農地区分としては、みやぎ県北高速幹線道路出入口より 300 メートル以内の区域の農地であり、第 3 種農地として判断され、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告します。

令和 6 年 8 月 26 日

現地調査委員

6 番 柴崎 専一 委員

8 番 浅野 和宏 委員

7 番 佐藤 久訓 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより、議案第 32 号について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

これで質疑を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 1 番は既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し適正にて卯月を行うよう指導願いたい旨付すことにいたします。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については全て可とすることに決定しました。

次に、議案第 33 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることとしますが、進行番号 6 番は、すでに利用状況が変更されていることから、今後は、関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導願いたい旨付すことといたします。

これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については全て可とすることに決定しました。

議長

次に日程第 11、議案第 34 号非農地証明願について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 12、議案第 35 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 35 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 35 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決

議長	定については、原案の通り決定いたしました。 次に、日程第 13、議案第 36 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声確認》 無いようですのでこれで質疑を終わります。 これより議案第 36 号について採決します。 お諮りします。 本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第 36 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定いたしました。
議長	以上で、総会日程は終了しました。 令和 6 年度第 5 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 6 年 8 月 27 日

議 長(会長)

議事録署名人 4 番

議事録署名人 5 番